

〔翻訳〕

『政府記録を請求するための情報自由法および 1974年プライバシー法の利用市民ガイド』

茨城大学情報法研究会（監訳者：飯塚和之）

〔監訳者まえがき〕

ここに訳出したのは、アメリカ合衆国連邦議会下院（House of Representative）の政府改革委員会（Committee on Government Reform）が1999年3月11日、下院議長に提出した報告書（A CITIZEN'S GUIDE ON USING THE FREEDOM OF INFORMATION ACT AND THE PRIVACY ACT OF 1974 TO REQUEST GOVERNMENT RECORDS (U. S. GOVERNMENT PRINTING OFFICE, WASHINGTON, 1999) (106th Congress, 1st Session House Report 106-50) の翻訳である。本文に各版の発行経過が詳しく書かれているように、この『市民ガイド』は、1977年に政府活動委員会により初版が発行されて以来、今回の報告書で第8版になる。1987年発行の改訂版が、政府印刷局のベスト・セラーリストに数ヶ月にわたって載ったように、この『市民ガイド』は連邦議会の発行文書としては、異例の発行部数を誇っている。

政府改革委員会の委員長ダン・バートンから下院議長J. デニス・ハスタート宛の送付状（LETTER OF TRANSMITTAL）は、以下のとおりである。

送付状

連邦下院

ワシントン, DC, 1999年3月11日

J. デニス ハスタート閣下

連邦下院議長

ワシントン DC.

議長殿

政府改革委員会の命により小職はここに第106回議会への本委員会の第1報告書を提出いたします。本報告書は、「政府管理、情報および技術に関する小委員会」の研究に基づくものであります。

ダン・バートン

委員長

この翻訳は、茨城大学大学院人文科学研究科地域政策専攻の私の担当する「情報法研究I, II」（2001年度）の成果である。参加者（全員修士課程1年生）は、石川裕之（自治体政策論講座）、石山英司（法政策論講座）、大野千尋（地域計画論講座）、小野淳（自治体政策論講座）の諸君である。授業の際に、一定部分を各担当者が訳出するという方法で進めたが、全体を統一することに努めたため担当者の分担

を示していない。最終的には、監訳者の責任でまとめたが、参加者全員の共同作品であることを強調しておきたい。翻訳に当たっては、情報自由法については、(1) 行政改革委員会事務局監修『情報公開法案要綱案(中間報告)』(第一法規、1997年) 308頁以下に、またプライバシー法については、(2) 総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『世界の個人情報保護法』(ぎょうせい 1989年) 39頁以下に掲載されているそれぞれの法律の翻訳を参考にさせて頂いた。また、宇賀克也『アメリカの情報公開』(良書普及会、1998年)、松井茂記『情報公開法』(岩波新書、1996年)、同『情報公開法』(有斐閣、2001年)などの解説等も活用させて頂いた。しかし、独自の訳語を当てたものもある。原文は、議会報告書ではあるが、市民向けの文書であり、正確を期すため条文を引用している部分を除いては比較的平易な文章で書かれており、訳出に当たっても原文の趣旨を生すように努力したつもりである。

なお、原文には、法令の出典など脚注が付いているが、翻訳では省略した。また、付録として付いている「請求書見本」などについては、原文を資料としてそのまま再録した(なお、本『ガイド』の原文は、連邦議会図書館のウェブ・サイトのなかのインターネットによる立法情報提供サイトであるTHOMASの委員会情報からも入手することができる=<http://rs9.loc.gov/home/thomas.html>)。

目 次

- I. はしがき
- II. 序 論
- III. 効 告
- IV. このガイドの利用方法
- V. どちらの法律を利用すべきか
- VI. 情報自由法
 - A. 情報自由法の適用範囲
 - B. 情報自由法ではどのような記録を請求することができるか
 - C. 情報自由法請求
 - D. 手数料および手数料免除
 - E. 行政機関の回答の要件
 - F. 情報自由法に基づくアクセス拒否の理由
 - G. 情報自由法除外
 - H. 行政上の不服申立て手続
 - I. 裁判所への訴訟の提起
- VII. 1974年プライバシー法
 - A. 1974年プライバシー法の適用範囲
 - B. コンピュータ・マッチングおよびプライバシー保護法
 - C. 記録の探索
 - D. プライバシー法に基づくアクセス請求
 - E. 手 数 料
 - F. 行政機関の回答の要件
 - G. プライバシー法に基づくアクセス拒否の理由
 - H. アクセス拒否に対する行政不服申立て手続
 - I. プライバシー法に基づく記録の訂正

J. 行政機関の回答に対する不服申立てとその要件

K. 裁判所への訴えの提起

付 錄

付録1 請求書見本および不服申立書(原文)

- A 情報自由法請求書
- B 情報自由法不服申立書
- C プライバシー法アクセス請求書
- D プライバシー法アクセス拒否不服申立書
- E プライバシー法記録訂正請求書
- F プライバシー法記録訂正拒否不服申立書

付録2 情報自由法に関する議会発行文献目録（省略）

付録3 プライバシー法に関する議会発行文献目録（省略）

付録4 情報自由法原文（省略）

付録5 プライバシー法原文（省略）

第1 報告書

1999年3月10日、政府改革委員会は、『政府記録を請求するための情報自由法および1974年プライバシー法の利用市民ガイド』と名づけられた報告書を承認し、採択した。委員長は下院の議長にそれを送付するよう指示された。

I. はしがき

1977年、政府活動に関する下院委員会は、連邦行政機関に対する記録請求の方法に関する最初の『市民ガイド』を発表した。最初の『ガイド』は、何回も増刷され、広く頒布された。政府印刷局長官は、1977年から1986年までの間に約5万部が売れたと報告しており、それは86年に絶版となっている。さらに、政府活動に関する下院委員会、連邦議会の議員、連邦議会の調査部門およびその他の連邦行政機関によって数千部が配布された。最初の『市民ガイド』は、歴史上、最も広く読まれた連邦議会委員会の報告書のひとつである。

1987年、同委員会は改定版『市民ガイド』を発行した。新版は、情報自由法の1986年になされた変更を反映するために用意された。政府印刷局長官による格別な努力の結果、新しい『ガイド』の利用可能性は非常に宣伝された。1987年版は政府印刷局の「ベストセラー」リストに何ヶ月も登場し続けた。

第100回連邦議会の間に、1974年プライバシー法に大きな修正が加えられた。1988年コンピュータ・マッチングおよびプライバシー保護法は、プライバシー法に新たな条項を加え、現行のいくつかの要件を変更した。連邦行政機関の保有する情報の請求または閲覧をする市民の権利に影響を及ぼす変更はなにひとつなかったが、1987年『ガイド』の情報のいくつかは結果として古くなり、第3版が1989年に発行された。

第101回連邦議会の間に、1974年プライバシー法は、1988年コンピュータ・マッチングおよびプライバシー法とのより一層の調整のために修正された。この変更はアクセス権には影響を及ぼさなかった。『市

民ガイド』第4版は、情報自由法とプライバシー法の1990年末までのすべての変更を反映した。1993年に作られた『ガイド』第5版は拡大された参考文献や編集上の変更を含んでいた。

第6版は、参考文献の追加や編集上の変更を含み、新しい政府改革および監督委員会によって発行された最初の報告書となった。

第104回連邦議会の会期末に、上院と下院は、1996年電子情報自由法修正 (Electronic Freedom of Information Act Amendments of 1996) の動きを終えた。大統領は、1996年10月2日、この法律に署名し、同法は、法104-231となった。電子的インデックスに関するひとつの条項の例外とともに、これらの修正は1997年中、段階的に施行された。そのため、『ガイド』第7版の発行を必要とした。1996年の修正は、情報自由法のいくつかのアクセス権に変更を加え、この『ガイド』の第8版はそれらの変更を反映している。それはまた、参考文献の追加と編集上の変更を含んでいる。

II. 序論

「人民が情報をもたず、情報を入手する手段をもたないような人民の政府というのは、喜劇への序章か悲劇への序章か、あるいはおそらくその双方への序章にすぎない。知識をもつ者が無知な者を永久に支配する。そしてみずから支配者であらんとする人民は、知識が与える権力でもってみずからを武装しなければならない。」

—ジェームズ・マディソン（訳は 松井茂記『情報公開法』（岩波新書、1996年）
iii頁による。）

情報自由法は、合衆国政府執行部の行政機関や各部省の保有する記録は人民にとって入手可能であるという観念を確立した。これは常に、連邦の情報公開政策のアプローチだったというわけではない。1966年の情報自由法の制定以前には、政府記録の審査をする権利の立証責任は個人にあった。そこでは、情報を求める人を助けるための制定法上のガイドラインや手続きは存在しなかった。また、アクセスを拒否された人々に対する司法上の救済も存在しなかった。

情報自由法の議会通過によって、立証責任は個人から政府へと移った。情報を探しもとめる人々はもはや、情報の必要性を証明することを要求されない。そのかわりに、「知る必要」の基準は「知る権利」の理論にとってかわられた。政府はいまや秘密にすることの必要性を正当化しなければならない。

情報自由法は何が開示されるべき記録であり、何が不開示とされるべき記録であるかの判断基準を定めている。同法はまた、そのような記録へのアクセスを拒否された人々に対する行政上および司法上の救済措置も定めている。とりわけ、同法は、連邦行政機関に公衆に対する最大限可能な情報の開示することを要求している。

1974年プライバシー法は、情報自由法と対を成すものである。プライバシー法は、連邦政府行政機関の記録の保管と開示の実施について規定している。同法はほとんどの個人に、自分自身についての連邦行政機関の記録にアクセスを求めるることを認めている。同法は、行政機関のファイル中の個人情報は正確で、完全で、関連性があり、最新なものであることを要求している。記録の主体である本人は、情報の正確性を争うことができる。同法は、行政機関が情報を記録の主体から直接取得することや、ある目的のために集められた情報がほかの目的に使われないことを要求している。情報自由法と同じように、プライバシー法は権利を侵害された個人に対する民事上の救済措置を定めている。

プライバシー法のもうひとつの重要な特徴は、行政機関によって保有されている個人情報を含む記録システムの記述を連邦行政機関ごとに公にしなければならないという要件である。これは行政機関が秘密の記録を保持することを阻止する。

プライバシー法はまた、連邦行政機関が個人の識別が可能な情報を開示することを制限する。情報自由法とともに、プライバシー法は、ほとんどの個人ファイルをそのファイルの主体である個人に開示することを認める。この二つの法律は、開示がプライバシーの利益を侵害するおそれがあるときは、個人情報の第三者への開示を制限する。

情報自由法とプライバシー法はともに、行政機関記録の開示を支援するが、両法は一定の情報の開示を制限する正当な必要性を認めている。たとえば、行政機関は、国防または外交政策の利益のために適切に秘密指定された情報や刑事犯罪捜査のファイルを不開示にすることができる。同じく、その他の個別的に定められた情報も、不開示とされる。両法の本質的な特徴は、それらが連邦行政機関を情報開示の政策と実施に責任あるものとすることである。両法も、政府文書を調査する絶対的な権利を認めてはいないが、どちらも、記録を請求する権利と請求に対する回答を受け取る権利を定めている。もし記録が開示されないなら、請求者は拒否の理由を知らされる権利を与えられている。また、請求者は拒否に対し不服申立てをする権利を有し、必要な場合には、裁判所でそれを争う権利も有している。

情報自由法とプライバシー法で認められたこれらの手続き上の権利は、これら二つの法律を価値のある実効的なものにしている。結果として、連邦政府記録の開示は、恣意的または不可争的行為によっては左右されえないものとなった。

III. 勧 告

本委員会は、この『市民ガイド』が連邦政府から文書を取得することに関心を有するすべての人々にとって安価で手に入れられるよう勧告する。政府印刷局や、情報自由法および1974年プライバシー法に従わなければならない連邦行政機関はこの報告書を広く頒布し続けるべきである。

本委員会はまた、連邦行政機関がこの『市民ガイド』を情報自由法および1974年プライバシー法の執行に責任を有する政府職員の研修計画で用いるべきことを勧告する。本『ガイド』はまた、この2つの法律にあまり接しない政府職員にも利用されるべきである。

しかしながら、これらの勧告に従ったとしても、記録や情報を請求するための参考資料や行政機関のガイドを請求に基づいて、公衆に利用できるようにすることを連邦行政機関に求める1996年の情報自由法修正の規定に従う義務から連邦行政機関は解放されない。この行政機関のガイドは、その機関のすべての主要な情報システムのインデックスおよび記述、ならびにその機関から様々な種類や範疇の公的情報を得るためにガイダンスも含むべきである。

行政機関のガイドは、情報自由法が何をするために作られたものなのか、また、社会の一員が政府記録にアクセスするためにそれをどのように利用するか、を公衆に短く簡潔に説明することを目的とする。行政機関は、それぞれ情報自由法の請求を通して当該機関から手に入れることのできる記録の種類を、明瞭かつ簡潔な言葉で説明しなければならない。たとえば、ある記録はどうして法律によって開示されないのであるか、また、行政機関は、記録が開示されるかどうかの決定をどのようにするのかなどについてである。

行政機関のガイドは、それぞれの情報自由法上の請求をする方法を説明しなければならない。また、請求者が行政機関からの回答のためにどのくらいの期間待つ必要があるのかを説明しなければならない。

さらに、ガイドは、行政機関の行為を是正するため裁判所に訴える法律に定められた請求者の権利も説明しなければならない。ガイドは、行政機関が関係した近年の訴訟の簡単な説明や、それらの結末を記載しなければならない。もし行政機関が請求をその機関の書式に記入してもらう必要がある（たとえば、迅速アクセス申請書のような）ときには、その書式はガイドの一部とならなければならない。

行政機関のガイドは、他の情報探索システム（たとえば、1995年の書類削減法（Paperwork Reduction Act of 1995）によって求められている政府情報探索システム（GILS）のような）を補うことを意図されている。このため、ガイドは、そのシステムそのものや請求者がそのシステムについてもっと多くの情報をどのようにしたら手に入れることができるかを説明しなければならない。その他の個別の探索システムもすべて簡潔にガイドに記載されなければならない。

行政機関のガイドは、すべて電子的手段を通じて入手できるようにしなければならない。そして、情報自由法行政に関する各行政機関の年次報告書にリンクされなければならない。行政機関のガイドを調べる市民は、年次報告書にアクセスする方法を習わなければならない。そして、年次報告書を読むであろう潜在的な請求者も、行政機関のガイドやまたそれへのアクセス方法についても習わなければならない。

IV. このガイドの利用方法

この報告書は、情報自由法および1974年プライバシー法の利用方法を説明している。これは1996年以降になされた法律のすべての変更を反映している。情報自由法の主要な修正が、1974年、1986年および1996年にあった。1974年プライバシー法に対する大きな追加が1988年になされた。

このガイドは、情報自由法およびプライバシー法の一般的な入門として役立つことを目的として作成されている。それはこれらの法律の詳細について包括的な説明を意図しているわけではなく、また判例法の分析を意図しているわけでもない。これは、これらの法律に詳しくない人々が手続きを理解したり請求をしたりすることができるようにするものである。加えて、おののの法律の完全な原文は付録に収録されている。

読者は、情報自由法訴訟が複雑な法領域であるということに気づかなければならぬ。情報自由法を解釈する何千もの裁判所の判決がある。これらの判決は、政府情報の開示を左右する原則の完全な理解を進めるためには検討されなければならない。情報自由法、その歴史、または判例法についての細部を求める人は、ほかの情報源にあたるべきである。プライバシー法を巡る論争や裁判は（情報自由法に比べれば）少ないが、しかしそれでも、プライバシー法に関する相当の判例法が形成されている。同じく、プライバシー法に関するその他の情報源も存在する。

しかしながら、誰もいざれかの法律による請求を行うことを躊躇すべきではない。特別の専門的知識は求められない。情報自由法およびプライバシー法を利用することは、手紙を書くことと同じくらい簡単である。この市民ガイドは、その要点を説明している。

V. どちらの法律を利用するべきか

情報自由法とプライバシー法のアクセス規定は部分的に重なる。2つの法律は異なった手続きと異なった適用除外規定を有している。その結果、時には一方の法律で開示されなかった情報が、もう一方の法律で開示されることもある。

法律を最大限有利に利用するためには、自分自身についての情報を求める個人は両方の法律を根拠にすべきである。自分自身に関係のない情報を求める個人の請求は、情報自由法の下でのみなされるべきである。

議会は、2つの法律は情報請求の手続きにおいて一緒に考慮されるべきこと意図していた。ほとんどの政府行政機関は、開示される情報量が最大限になるように個人からの請求を自動的に取り扱うであろう。しかし、請求者はそれでもなお、もっとも有利で、また利用可能な法的権利を十分に発揮するやり方で請求すべきである。どちらの法律を利用するかについて疑いがある請求者は、連邦政府から文書を求めるにあたっては常に、情報自由法とプライバシー法の双方に依拠すべきである。

VI. 情報自由法

A. 情報自由法の適用範囲

連邦情報自由法は、連邦政府執行部の行政機関の保有する文書に適用される。執行部には、執行府の部門、軍の部門、政府所有の公社、政府の支配する法人、独立規制機関、および執行部内のその他の組織が含まれる。

情報自由法は、大統領、副大統領、上院議員、下院議員を含む連邦政府の公選の公務員には適用されない。情報自由法は、連邦の司法部には適用されない。情報自由法は、民間会社、連邦と取引する者もしくは補助金を受ける者、民間組織または州もしくは地方公共団体には適用されない。

すべての州といくつかの地方公共団体では、記録へのアクセス請求を認める情報自由法と同じような法律を制定している。さらに加えて、連邦情報自由法によってカバーされない組織の保有する文書へのアクセスを認める連邦や州のその他の法律が存在する。

B. 情報自由法ではどのような記録を請求することができるか

情報自由法は、行政諸機関に対し、次の項目を連邦公報（Federal Register）に公表することを要求している（それに関連して、1993年政府印刷局電子情報アクセス推進法（Government Printing Office Electronic Information Access Enhancement Act of 1993）により、その情報はオンラインでも入手可能となっている）。（1）行政機関組織および事務所の住所の記述、（2）行政機関の業務の一般的な方針および方法の説明、（3）手続きに関する規則および書式の記述、（4）一般的に適用される実体的規則および一般的政策声明。

本法はまた、行政機関に対し、次の項目を公衆に閲覧および複写を可能にすることを要求している。（1）裁決にあたって下された最終的意見、（2）行政機関により採用された政策声明および解釈であつて連邦公報には公表されていないもの、（3）公衆に影響を及ぼす行政スタッフのマニュアル（4）追加的請求の対象となるかまたはなりそうだと行政機関が決定した、それ以前に情報自由法の請求に応じて開示された記録の複写、（5）追加的請求の対象となるかまたはなりそうだと決定した開示された記録の一般的インデックス。1996年情報自由法修正は、行政機関が形式ばった情報自由法請求なしに閲覧および複写に供しなければならず、かつ1996年11月1日以降に作成されたこれらの記録については、コンピューター通信およびハードコピーにより利用可能なものとしなければならないことを要求している。

連邦行政機関のその他の“記録”はすべて情報自由法に基づき請求することができる。行政機関によ

り保有されている記録の媒体は、利用可能性に影響しない。請求の対象は、印刷もしくはタイプされた文書、カセットテープ、地図、写真、コンピュータ・プリントアウト、コンピュータ・テープもしくはディスクまたは類似物でよい。1996年情報自由法修正は、連邦行政機関が保有し管理しているいかなる記録も、媒体のいかんにかかわらず、情報自由法の下で通常行政機関の記録とみなされるという一般的な政策を確認した。情報自由法はたまに、“情報”および“事項”を含む“記録”以外の用語を用いるけれども、1996年の修正でなされた“記録”的定義は、政策の範囲または用語の読み替え可能性の疑いを残すべきではない。

もちろん、情報自由法に基づき請求することのできる記録がすべて開示されなければならないというわけではない。開示から除外される情報は“情報自由法に基づくアクセス拒否の理由”と題が付された節（F.）において説明される。

注意すべきことは、情報自由法は、請求者は情報ではなく記録を請求できると定めていることである。これは、行政機関が情報自由法の請求に応じて、既存の記録または文書を探すことのみを要求されることを意味する。行政機関は、請求に応じるために新しい記録を作成する義務はない。行政機関は、保有していない情報を収集したり、請求者のためにデータを探したり分析したりする必要はない。

請求者は、既存の記録を請求しなければならない。請求書は、希望する情報を得るために注意深く書かれなければならない。ときには、行政機関は、探し求められている情報を含む特定の文書を請求者が確認することを手助けするであろう。またあるときには、請求者は、希望する情報を含んでいる既存の文書または文書類を確認するために情報自由法の請求書を書くに当たって創意工夫をする必要があるかもしれません。

情報自由法請求にはもうひとつの一般的な制限がある。同法は、各請求書が探し求められている記録を合理的に記述しなければならないことを要求している。これの意味するところは、請求書は、その問題に精通している行政機関の専門の職員が相当な期間内にその記録を探し出せることを可能にする程度に特定されなければならないということである。

行政機関は、様々な方法で記録をまとめたり表示したりするので、ある行政機関はある請求を合理的な記述であると考えるかもしれないし、他の行政機関は類似の請求をあいまい過ぎるとして拒否するかもしれない。たとえば、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation）はその中心的な記録システム用のセントラル・インデックスを保有している。その結果、連邦捜査局はある特定の人物についての記録を探すことができる。しかしながら、セントラル人名インデックスを持たない行政機関は同様の調査をすることができない。これらの行政機関は、その請求が確認されうる記録を記述していないという理由で類似の請求を拒否するかもしれない。

請求者は、請求をできる限り特定すべきである。もある特定の文書が請求された場合には、それは正確に確認されるべきであり、希望を言えば、日付やタイトルによって確認されるべきである。しかしながら、請求は常にこのように特定されている必要はない。特定の記録を確認できない請求者は、自分のニーズをはっきりと説明すべきである。請求者は、しかしながら、請求を希望するすべての情報を含むに十分な範囲のものとすべきである。

たとえば、請求者が自宅近辺の有害廃棄物処理場のリストを得たいと仮定してみよう。有害廃棄物に関するすべての記録を環境保護庁（Environmental Protection Agency）に請求すると、それは、必要とされたよりかなり多くの記録を含むことになる。そのような請求にかかる手数料は非常に高額となり、また、その請求はあいまい過ぎるとして拒否される可能性もある。

特定の住所の3マイル以内にあるすべての有害廃棄物処理場に関する請求は、極めて特定的である。

しかしながら、環境保護庁がこのようなやり方でまとめたデータを含む既存の記録を保持していそうにはない。その結果、その請求はその情報を含んでいる既存の記録は存在しないという理由で拒否されるかもしれません。

請求者は、自分の市、郡、または州の有害廃棄物処理場のリストを請求するのがより良いかもしれません。既存の記録はこの情報を含んでいそうだからである。請求者はまた、行政機関に請求書の中で正確にどんな情報が望まれているのかを述べることができる。この追加的説明は、行政機関がその請求に適合する記録を見つけ出す手助けとなろう。

多くの人々は、自分の請求に自分の電話番号も添える。請求の内容に関するいくつかの疑問は、行政機関の職員と請求者が話し合いを持つことで迅速に解決されうる。これは情報自由法請求の処理に当たって生じる疑問を解決するための効率的な方法である。

請求ができる限り正確で厳密であるなら、関係するすべての人々の利益になる。請求者は、請求がより早く、またより安く処理されることで利益を受ける。行政機関は、その請求に応じるに当たってより良い仕事ができることで利益を受ける。同じく、行政機関は、より多くの請求に応じるためにその資源を利用することができるであろう。情報自由法は、請求者と行政機関の双方が協同するときに最も良く機能する。

C. 情報自由法請求

情報自由法に基づく請求の第1段階は、記録を保有している行政機関を特定することである。情報自由法請求は、特定の行政機関に対してなされなければならない。情報自由法請求に応じる中央政府記録官庁は存在しない。

多くの場合、請求者はあらかじめどの行政機関が希望する情報を保有しているかを知っている。知らない場合には、請求者は、合衆国政府マニュアル（United States Government Manual）のような政府の住所録を調べることができる。このマニュアルには、全連邦行政機関の完全なリスト、行政機関の役割の記述、および各行政機関の住所が載っている。必要とする記録を保有している行政機関がどれなのか、はっきりわからない請求者は、一つ以上の行政機関に情報自由法請求をすることができる。

行政機関は、情報自由法請求が書面によることを要求している。情報自由法に基づき記録を請求する文書（手紙）は、短く、簡潔でよい。だれも情報法自由法請求をするために弁護士を必要としない。このガイドの付録1は請求書の見本を収録している（Appendix 1・A）。

請求書は、行政機関の情報自由法担当者か、その機関の長に宛てられなければならない。請求書を入れた封筒には、左下角に“情報自由法請求”と記載されるべきである。

情報自由法請求文書には、三つの基本的な要件がある。第1に、その請求書は、その請求が情報自由法に基づいてなされていることを明示しなければならない。第2に、その請求書は、求められている記録をできる限り明確に特定しなければならない。第3に、請求者の氏名と住所が含まれていなければならない。

情報自由法の1986年修正によって、課すことができる手数料は請求者の身分や目的に応じて異なっている。その結果、請求者は、行政機関が適切な手数料を決定できるようにするために、追加的情報を提供しなければならない。営利的利用者、報道機関の代表者、教育または非営利の科学的団体、および個人にそれぞれ異なった手数料が課されうる。次節（D.）で、手数料のしくみをより詳しく説明している。

情報自由法請求によく含まれる任意的項目がいくつかある。第1は、請求者の電話番号である。これ

は、請求を処理する行政機関の担当者が、もし必要なら請求者と話をすることを可能にする。

第2の任意的項目は、請求者が自らすすんで支払う意思のある手数料の上限である。請求者は、手数料が一定限度を超える場合には前もって通知してくれるよう依頼するのが普通である。これは、もし費用が高すぎる場合、請求者が請求を変更するか取り下げる可能にする。また、最初の請求文書で一定額の手数料を支払う意思を述べることによって、請求者は追加のやりとりの必要性や遅れを避けることができる。

時に、情報自由法請求に含まれる第3の任意的項目は、手数料の免除または減額の請求である。情報自由法の1986年修正は、手数料の免除に関するルールを変更した。情報の開示が、政府の運営または活動に対する公衆の理解に大いに寄与しうるものとして公共の利益になる場合であって、かつ、専ら請求者の営利的利益にならない場合には、手数料は免除または減額されなければならない。手数料免除の許可決定は、請求者に課されうる手数料の額についての決定とは分離された異なるものである。

第4の任意的項目は、請求された資料が求められている媒体または形式の特定である。これは、もし請求者が特定の形式に対応する情報を望む場合には、重要な考慮事項となる。たとえば、行政機関によつて電子的媒体で保存されている情報は、同じ媒体（おそらくディスクやCD-ROMで）で提供されるべきなのか、それともハードコピー（たとえば、紙の印刷物）で提供されるべきなのか？情報自由法の1996年修正は、行政機関に、容易にその形式へ変換可能な場合には、記録の電子的媒体の請求を含む請求された形式により情報を提供することで、請求者を手助けすることを要求している。この援助の努力には、形式の選択が引き起こすであろう費用の増加や遅れを請求者に知らせることも含まれる。

第5の任意的項目は、迅速な回答のための“差し迫った必要性”を立証して請求の優先的処理を求めることがある。情報自由法の1996年修正は、行政機関に、請求者が素早い回答の“差し迫った必要性”を立証する場合には優先的アクセスを認める規則の公布を求めている。より迅速な情報自由法処理の要件である“差し迫った必要性”は、二つの場合に生ずる。第1は、優先的期限内に記録の入手ができないことが、個人の生命または身体の安全に急迫の危険を引き起こす場合である。第2は、“情報の普及に主として従事する”者による、“現実のまたは申し立てられている連邦政府の活動について公衆に知らせる緊急性がある”請求の場合である。行政機関は、優先的処理のために自らの規則でその他のケースを決定することができる。

差し迫った必要性のための特定されたカテゴリーは、厳格に適用されることを意図されている。優先的なアクセスが認められる個人の生命または身体の安全への危険は、急迫したものでなければならない。合理人が、請求された情報の入手の遅れがそのような危険を引き起こすことを正しく認識できなければならない。“情報の普及に主として従事する”者には、付隨的にのみ情報の普及に従事する個人を含めるべきでない。“主として従事する”的基準は、それがその者の唯一の職業ではないとしても、情報普及が請求者の主たる活動であることを必要とする。別の活動の他に、付隨的にのみ情報の普及に従事する請求者は、この要件を満たさないであろう。

“知らせる緊急性”的基準は、請求された情報が、アメリカの公衆にとっての現在の危急に関わる問題に關係すること、かつ合理人が、情報自由法請求への回答の遅れの結果が重要な認められた利益を危うくするという結論を出すであろうことを必要とする。公衆の知る権利は、重大で重要な価値ではあるが、それ自身ではこの基準を満たすには十分ではない。

請求者は、請求書および関係の書簡の写しを、請求が最終的に解決するまで保管しておくべきである。

D. 手数料および手数料免除

情報自由法請求者は、自分の請求を処理する費用の一部または全部をカバーする手数料を支払わなければならない可能性がある。1986年修正により、同法は、賦課することのできる3種類の手数料を定めている。1986年法は、適用される手数料の決定過程をますます複雑にしている。しかしながら、1986年準則は、少額で非営利的請求の費用を減額または完全に免除する。

第1に、記録の複写費用をまかなうために手数料を課すことができる。すべての行政機関は、複写機を使用して複写をするための固定価格を決めている。請求者は、通常、コンピュータ・テープ、写真、およびその他の標準的ではない文書を複写するための実費を請求される。

第2に、記録の探索費用をまかなうためにも手数料が課される。これには、請求に対応する資料を探索するために費やされる時間も含まれている。情報自由法の1996年修正法は、“探索する”という言葉を、“請求に対応する記録を見つける目的で、行政機関の記録を手作業によりまたは自動化された手段により調べること”と定義する。情報自由法の下では、行政機関は存在しない記録を作り出す必要はない。ファイル保管庫よりはむしろデータベース中で見つけられるコンピュータ記録のほうが情報を検索するためのコードのアプリケーションやある種のプログラムの形式を必要とするかもしれない。修正法の“探索する”的定義の下では、コンピュータ化された記録の審査は記録を作り出すということにはならない。もしうでなければ、コンピュータ・データベース情報のような、完全に電子的形式で保有された記録をえることは実質的には不可能であろう。なぜならば、情報の何らかの操作がおそらく記録を探索するために必要であるからである。請求者は、可能な限り識別しうる記録を特定するために明瞭かつ限定された請求をすることによって探索手数料を最小限にすることができる。

第3に、手数料は審査費用をまかなうためにも課される。審査はどの部分が開示から除外されるかを決定するために記録を調査する過程である。1986年修正法の発効前は、審査費用はいかなる請求者にも課されなかつた。審査費用は、営利的請求者にのみ課される。審査費用は、記録の第一次的な審査に要した費用のみを含む。行政機関は、請求の処理に当たって生ずる法律問題または政策問題を解決するために要した費用を課してはならない。

適用される手数料は、請求者のカテゴリーによって異なる。情報自由法の請求者には3つのカテゴリーがある。第1のカテゴリーは、報道機関の代表者および学術的または科学的研究を目的とする教育的または非営利の科学的団体が含まれる。営利的使用のために記録を求めるこのカテゴリーに属する請求者は、合理的な標準記録複写手数料だけを請求される。報道機関の代表者からの情報の請求は、もしその請求がニュースの収集または普及機能の支援目的であるならば、営利的使用目的とみなされない。

第2のカテゴリーには、営利的使用のために記録を求める情報自由法請求者が含まれる。営利的使用は、同法で定義されてはいないが、一般的に利益を生み出す活動を含む。営利的使用者は、記録の複写、探索、および審査に要する合理的な標準経費を課されうる。

情報自由法請求者の第3のカテゴリーには、第1、第2のカテゴリーに入らないすべての人が含まれる。個人的使用のために情報を求める人々、公共の利益グループおよび非営利組織は、第3のグループに属する請求者の例である。これらの請求者への手数料は、記録の複写、探索への合理的な標準経費に制限される。審査費用は課されてはならない。1986年修正法は、これらの請求者に課される手数料を変更しなかつた。

小規模な請求は、第1、第3のカテゴリーに属する請求者に対しては無料である。これには営利的使用者を除いたすべての請求者が含まれる。探索の最初の2時間および記録の最初の100ページには手数料

は課されない。小規模の容易に見つけられる記録に請求を限定する非営利的請求者は、手数料を全く支払わぬことになろう。

さらに、同法はまた、手数料を徴収する費用が徴収額以上になる場合には、行政機関が手数料を徴収することを禁止している。この制限は、営利的使用で記録を求める請求も含めてすべての請求に適用される。それで、いかなる情報自由法請求であれ賦課できる費用が少額であれば手数料は課されない。

各行政機関は、それ自身の費用に基づいて、複写、探索、および審査の経費を定める。この額は、各行政機関の情報自由法規則に記載されている。各行政機関はまた、自身の最小限手数料限度額を決める。

1986年の情報自由法修正法はまた、手数料免除規定を変更した。情報の開示が政府の運営または活動に対する公衆の理解に大いに寄与しうるものとして公共の利益になる場合であって、かつ、もっぱら請求者の営利的利益にならない場合には、手数料は免除または減額される。

手数料および手数料免除に関する1986年修正は、若干の混乱を引き起こした。手数料の決定は、手数料免除についての決定とは別のものであり区別されている。たとえば、自分が新聞記者であることを証明できる請求者は複写手数料だけを課されるかもしれない。しかしながら、記者であると見做された請求者は手数料の免除資格を自動的に与えられるわけではない。手数料免除を求める記者は、その請求もまた免除の基準を満たすことを証明しなければならない。

通常、請求者に適用される手数料がいかなるものであるかが決定された後にのみ、手数料免除の問題が生ずる。手数料免除を求める請求者は、最初の請求書で免除を願い出るべきである。しかしながら、免除の請求は後になってもすることができる。請求者は、開示が政府の運営または活動に対する公衆の理解にどのように寄与しうるかを説明すべきである。付録の請求書見本には手数料免除を求める追加的言葉が含まれている。

いかなる請求者も手数料免除を求めることができる。一部の人は、他の人よりも免除を得やすい。複写の費用だけを課される新聞記者は、開示の結果、公共の利益になることを理由に手数料を免除するよう求めることができる。報道機関の代表者、学者または公共の利益グループは、手数料の免除を認められやすい。営利的使用者は免除を得にくい。

他の請求者の適格性は様々である。手数料免除を得られるかどうかの重要な要素は、政府の運営または活動に対する公衆の理解への情報の関係である。その他の重要な要因は、その情報を社会の他の利害関係者に伝える請求者の能力である。請求者は単に貧しいという理由だけでは手数料免除の資格を得ることはできない。

E. 行政機関の回答の要件

情報自由法の1996年修正の下では、各行政機関は請求を受領した後20日以内に（土曜日、日曜日、および法定の休日を除く）、諾否を決定することを要求される。実際の文書の開示は、その後すぐにそれを行うことを要求される。もし、請求が全てまたは部分的に拒否されたときは、その行政機関はその拒否の理由をその請求者に伝えなければならない。その行政機関はまた、その請求者に不利な決定に関して当該行政機関の長またはその指定する者への不服申立てをする権利があることを伝えなければならない。

情報自由法は、特段の事情がある場合、行政機関が10日を限度にその期間を延長することを認めている。これらの事情には、遠く離れたところから記録を収集しなければならない場合、多量の記録を審査しなければならない場合、および他の行政機関と協議しなければならない場合が含まれる。行政機関は延長が行使されるときは、その請求者に通知しなければならない。

回答のための法定期限が常に守られるわけではない。行政機関は時折、一度に思いがけなく多量の情報自由法請求を受け期限を守ることができないことがある。行政機関によっては情報自由法事務局に十分な資源を割り当てないからである。議会は、行政機関が法定の期限を守らないことを容認しているわけではない。しかしながら、実際問題として、請求者がそれについてできることはほとんどない。裁判所は情報自由法の期限が守られなかつたことのみを理由に救済を与えることには消極的である。

請求者への最適な助言は、忍耐強くあれということである。情報自由法は、期限内にその請求が決定されなかった場合には、請求者が自分の請求が拒否されたとみなすことを認める。この場合、請求者は行政上の不服申立てを提起し、または連邦地方裁判所への訴訟の提起を認められる。しかし、これが常にとりうる最良の手段ではない。行政上の不服申立て、または司法上の訴えの提起は、その請求の何らかのより早い処理を必ずしももたらすわけではないからである。

各行政機関は一般に、受領した順序にしたがって請求を処理する。いくつかの行政機関は、緊急の請求に対して迅速な処理をするであろう。記録を緊急に必要とする者は、迅速な処理の仕方について行政機関の情報自由法職員に相談すべきである。

情報自由法への1996年修正は、回答の要件に関していくつかの変更を加えた。上記のように、行政機関は“先受け、先出し”的原則に基づいて情報自由法請求を長らく処理してきた。この原則に基づく請求の処理は、しかしながら、簡単な請求にひどい遅れをもたらしてきた。複雑な請求を順番で受領し処理することはその他の請求を遅らせ、行政機関の残務を増やしている。この状況を変えるため、情報自由法の1996年修正は、行政機関がマルチトラックシステムを定める規則を公布する権限を与え、かつ行政機関が各トラックの範囲内で相当の努力を行うべきであるということを明確にした。これらの新しい制度では、行政機関はまた、請求者により早いトラックのもとでの処理が認められるようその請求の範囲を限定する機会を与えることができる。

前述したように、1996年修正はまた、行政機関が請求を受けた後、その請求に応じるか否かを決定するための期間を10日から20日に増やした（土曜日、日曜日、および法定の休日は除く）。さらにその上、同修正は“特段の事情”に対する追加の10日間を含む定められた時間の範囲内で行政機関が処理できない特別に困難な請求を処理するための仕組みを作った。そのような請求のために、1996年修正は、請求が法定の期限内では処理できないことを請求者に知らせること、法定の期限内で処理できるよう請求の範囲を限定する機会を請求者に与えること、および／または行政機関が請求を処理するための交渉期限を取り決めることを行政機関に要求している。請求者が請求の相当な範囲での限定または時間の枠組みへの合意を拒否し、その後、司法審査を求める場合には、その拒否は、処理時間の裁判による延期のための“例外的な事情”が存在するかどうかを決定するに当たっての一要素とみなされるべきである。

情報自由法は、以前は“例外的な事情”的の場合、情報自由法請求に回答する行政機関のため、法定の期限を裁判所が延長することを認めていたが、それがいかなる事情であるかは具体的に示してはいなかつた。1996年修正は、情報自由法請求のための日常的に予測できる行政機関の残務は本法の目的にとって例外的な事情を構成しないということを明らかにした。情報自由法の下での記録請求の日常的な残務は、行政機関の期限無視を自動的に許す理由にはならない。裁判所は、例外的な事情が存在するかどうかの決定に当たって未処理の請求の数を減らすという行政機関の努力を考慮する。行政機関はまた、次の事項に基づいて例外的な事情の証明をすることができる。すなわち、分類された資料の総計、当該行政機関により処理されたその他の請求の量と複雑性、公共の利益のために秘密指定された資料の秘密解除のために充てられた資源、または裁判所もしくは行政審査による記録の請求の件数である。裁判所はまた、司法審査を求める以前に、請求の範囲を合理的に限定すること、または時間枠を設定することの合

意を請求者がきらったことを考慮することができる。

F. 情報自由法に基づくアクセス拒否の理由

行政機関は、情報自由法の9つの法定適用除外のいずれかに入る行政機関記録の開示を拒否することができる。適用除外は国防または外交政策、個人のプライバシー、企業の経済的利益、政府の業務、およびその他の重要な利益を害するであろう情報の開示を阻止する。行政機関記録のみが情報自由法のもとで入手可能であるので、“行政機関記録”として認められない文書は拒否されうる。これに基づいて、行政機関職員の覚書は拒否されうる。しかしながら、行政機関の保有するほとんどの記録は情報自由法の意味内で“行政機関記録”である。

行政機関は適用除外情報を開示しないことができるが、常にそのようにすることを要求されてはいない。たとえば、行政機関はその開示による害はないという理由で適用除外の内部的覚書を開示することができる。しかしながら、行政機関は秘密指定された文書または営業秘密を含む文書を開示することはできない。

記録が適用除外と認定される何らかの情報を含む場合、そのすべてが適用除外となるわけではない。その代わりに、情報自由法は合理的に分離できる記録の一部が適用除外される部分の削除後、請求者に提供されなければならないことを明確に規定している。これは1行または1頁が適用除外されるという理由で、行政機関が容易に全体の文書を開示とすることを妨げることになるので極めて重要な要件である。

電子媒体または形式の容易さにともない（適用除外でカバーされる資料の開示を妨げる記録の一部削除）、2、3単語か30ページかいずれが行政機関により不開示とされたかの判定を時々不可能とする。情報自由法の1996年修正は、それを示すことが適用除外により保護されている利益を害さないかぎり、行政機関に対し、開示された記録の部分に削除の存在を示すこと、技術的に可能な場合には記録の削除がされた箇所を示すことを要求している。

1. 適用除外1. ——秘密指定文書

第1の情報自由法の適用除外は、正当に秘密指定された文書を開示とすることを認める。情報は国防または外交政策の利益のために秘密指定されうる。

秘密指定のための規則は、情報自由法またはその他の法令によってではなく、大統領によって定められている。情報自由法は、文書が大統領命令により正当に秘密指定されている場合にはその文書を開示とするとできると定めている。

秘密指定文書を情報自由法の下で請求することはできる。行政機関は、それがいまなお保護を必要とするかどうかを決定するために、その文書を審査することができる。さらに、安全保障に関する秘密指定についての大統領命令は、文書の秘密指定解除に関する特別な手続を定める。請求された文書が秘密指定を解除されている場合には、情報自由法請求に応じて開示されうる。しかし、秘密指定を解除された文書でもなお、他の情報自由法適用除外の下で開示が免除されうる。

2. 適用除外2. ——内部の人事規則および慣行

第2の情報自由法適用除外は、専ら行政機関内部の人事規則と慣行に関係する事項である。裁判所の解釈によると、適用除外2に入ると一般的に判断される2つの異なった文書がある。

1つ目。人事規則または行政機関内部の慣行に関する情報は、もしそれが何らの公共的利益に関わらない些細な行政的な事項である場合には開示が免除される。行政機関職員の昼食時間を定める規則がその例である。

2つ目。行政機関内部の運営マニュアルは、その開示が法または行政機関規則の潜脱をもたらす危険があるときは開示を免除される。この区分に入るためには、そのマニュアルが通常、公衆の行為ではなく行政機関内部の行為を規制するものでなければならない。

3. 適用除外3. ——他の法律により開示が免除されている情報

第3の適用除外は、情報自由法の中に情報の開示を制限するその他の法律を組み入れている。この適用除外が認められるためには、制定法が当該事項の不開示措置を、行政機関の裁量の余地なく要求していなければならぬ。あるいは、制定法は、不開示の特定の基準を定めるか、不開示とされる特定の種類の事項に言及したものでなければならない。

これに当てはまる制定法の一つの例は、納税申告書および納税申告書情報の開示を禁止している内国歳入法典の規定である。もう一つの適用除外3に当たる制定法は、身元のわかる国勢調査データを秘密と指定している法律である。特定の制定法が適用除外3に当てはまるかどうかは難しい法律問題になる。

4. 適用除外4. ——営業上の秘密情報

第4の適用除外は、2種類の情報の開示を免除している。営業秘密および秘密の営業情報である。営業秘密とは、商業的に価値のある計画、公式、過程、または工夫である。これは狭い情報のカテゴリである。営業秘密の一つの例は、商業上の食品のレシピである。

保護される情報の2つの種類は、第三者から取得したもので秘匿権が認められるかまたは秘密に属する商業上もしくは金融上の情報である。裁判所は、政府による開示が情報を提供した者の競争上の地位を害するおそれがある場合には、情報は不開示とされると判示している。企業のマーケティング計画、利益、または費用に関する詳細な情報は営業上の秘密情報となる。また、開示することで政府が将来の類似の情報を得る政府の能力を害するおそれがある場合にも、その情報を不開示とすることができる。

政府行政機関以外の者から取得した情報だけが適用除外4に当てはまる。この場合の者とは、個人、組合、または法人をいう。行政機関自身が作り出した情報は、通常適用除外4の下では不開示とされえない。

情報自由法の正式な要件とはなっていないが、多くの行政機関は開示が検討されている営業情報の提供者に知らせるであろう。提供者は、そこで、その情報は不開示とされるべきであると行政機関を説得する機会を得る。提供者は、また、情報自由法による開示を阻止するために訴訟を提起することができる。このような訴訟は、一般的には“逆の”情報自由法訴訟と呼ばれている。なぜなら、情報自由法が情報の開示を要求するためよりも、妨げるために使われているからである。逆情報自由法訴訟は、当該情報の適用除外の是非につき、文書の提供者と政府の見解が一致しないときに提起される。

5. 適用除外5. ——政府内部の伝達情報

情報自由法の第5の適用除外は、政府の内部文書に適用される。1つの例は、いまだなされていない共同決定についての1つの政府部門からもう1つの政府部門への書簡である。もう1つの例は、行政機関の業務を行うためのいくつかの選択肢を記述する行政機関職員からその者の上司への覚書である。

第5の適用除外の目的は、政府の審議的政策形成過程を守ることである。この適用除外は、議論の基になる文書の公衆への不開示を認めることで、行政機関職員の間での政策事項の率直な議論を促進する。この適用除外は、また、最終決定以前の政策の時期尚早な開示を保護する。

第5の適用除外の背景となっている考え方は十分に受け入れられているが、この適用除外の適用は複雑である。この適用除外は、おそらく、理解することや適用することが一番難しい情報自由法適用除外であろう。たとえば、この適用除外は、政策形成過程を保護するが、政策形成過程に関する純粋な事実情報を保護するわけではない。事実情報は、行政機関の決定についての保護される情報と密接不可分に絡み合っていないかぎりは開示されなければならない。

決定過程の保護は、決定がなされようとしている時期にだけ妥当する。したがって、第5の適用除外は、決定以前の、それゆえに保護される文書と、決定後の、それゆえに保護の対象とならない文書とを区別すべきとされてきた。いったん政策が採択されれば、公衆は決定のための基礎を知りたいという大きな関心を持つ。

この適用除外はまた、政府が関わる訴訟に妥当するいくつかの秘匿特権を認める。たとえば、政府の弁護士によって用意された書類は、民事訴訟において依頼者のために民間の弁護士によって用意された書類が利用されえないのと同じように不開示とされ得る。

6. 適用除外6. 一個人のプライバシー

第6の適用除外は、開示すれば、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害となる人事、医療に関するファイル、およびその他これに類するファイルをカヴァーする。この適用除外は、政府記録に保存されている個人データを不開示にすることを行政機関に認めることにより、個人のプライバシー利益を保護している。個人だけがプライバシーの利益を有している。会社およびその他の法人には第6の適用除外の下でのプライバシー権は認められない。

この適用除外は、個人のプライバシー利益と公衆の知る権利との利益衡量を行政機関に求めている。しかしながら、プライバシーの明らかに不当な侵害のみが不開示の基礎であるので、この適用除外においては開示に傾く傾向がある。それでも、第6の適用除外は、本人の同意がない場合には、その第三者の情報を得ることをより難しくしている。

1974年のプライバシー法もまた、個人についての個人情報の開示を規制している。情報自由法とプライバシー法は部分的に重なるが、矛盾はない。自己の記録を請求する個人は、請求するときに両方の法を引用すべきである。これは、開示情報の量が最大限になるようにすることを確実にする。プライバシー法で個人に拒否されうる記録は、必ずしも情報自由法で適用除外されるわけではない。

7. 適用除外7. 一法執行記録

第7の適用除外は、法執行過程を妨害から守るために、法執行記録を不開示にすることを行政機関に認めることである。この適用除外は1986年にわずかに修正されたが、それでも6つに細分化できる個別的な適用除外がある。

適用除外7(A)では、執行手続きを妨げると合理的に予測できる法執行記録の不開示を認めている。この適用除外は、時期尚早の開示による妨害から現在の法執行検査を保護している。

適用除外7(B)では、公正な裁判または公平な裁決を受ける権利を人から奪う可能性のある情報の不開示を認めている。この適用除外はきわめてまれにしか使用されない。

適用除外7(C)では、各個人に、法執行記録に保存されている情報に対してプライバシーの利益が

あることを認めている。もし情報開示が個人のプライバシーの不当な侵害になると合理的に予測できるならば、情報は開示から除外される。適用除外6と適用除外7（C）におけるプライバシー保護の基準はわずかに異なっている。適用除外6が個人のプライバシーの明らかに不当な侵害に対する保護であるのに対し、適用除外7（C）は不当な侵害に対して保護している。また、適用除外7（C）は、ある人のプライバシーを侵害することを“合理的に予測できる”情報の不開示を認めている。適用除外6の下では、開示がある人のプライバシーを侵害する“であろう”なら、情報は不開示とされうる。

適用除外7（D）では、秘密の情報源の身元を保護している。秘密の情報源の身元を明らかにすると合理的に予測できる情報は、適用除外される。秘密の情報源は秘密で情報を提供した州、地方、外国の行政機関もしくは官公庁、または民間機関などを含んでいる。さらに、この適用除外は、刑事法執行当局が捜査過程で編集した記録、または合法的な国家安全保障に関する調査活動を行う行政機関が編集した記録の場合に、秘密の情報源によって提供された情報を保護する。

適用除外7（E）では、その情報の開示が法の潜脱の危険を合理的に予測できる場合に、法執行捜査もしくは訴追のための技術および手続を明らかにしたり、または法執行捜査もしくは訴追のための指針を開示することになる情報を保護している。

適用除外7（F）では、いずれかの個人の生命または身体の安全を危険にさらすと合理的に予測できる法執行情報を保護している。

8. 適用除外8. -金融機関情報

第8の適用除外は、連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation）、連邦準備制度理事会（Federal Reserve）、もしくは類似の行政機関のような銀行監督機関によって、またはその機関のために作成された検査、運用、もしくは状況報告書に含まれている、もしくはそれらに関連している情報を保護している。

9. 適用除外9. -地質学情報

第9の情報自由法適用除外は、油井に関する地質学および地理学上の情報、データ、および地図を含んでいる。この適用除外は、めったに使用されない。

G. 情報自由法除外

情報自由法の1986年修正は、行政機関に請求された記録が存在するかどうかを確証することなく請求に応じるという限定的な権限を与えた。通常は、適切な請求であれば、たとえ請求された情報が開示を免除されたとしても対応する情報が存在するかどうかを述べた回答を受け取ることができる。

ある限定された状況では、記録の存在を認めるることは記録それ自体の開示からもたらされる結果と類似の結果を生み出す。この種の問題を避けるため、1986年修正は3つの“記録除外”（record exclusions）を創設した。

この記録除外は、一定の適用除外記録をあたかも、その記録が情報自由法の対象とならないかのごとく扱うことを行政機関に認めている。行政機関は、3つの特定の範疇の記録の存在を確認することを要求されない。もしこれらの記録が請求された場合には、行政機関は、請求に対応する開示可能な記録が存在しないと回答することができる。しかしながら、これらの除外は文書を不開示とする行政機関の権限を広めることはない。これらの除外は、もしそうでなければ開示の適用除外になるいざれかの情報に

適用されるだけである。

第1の記録除外は、その請求が、開示が現在の法執行捜査の妨害となることが合理的に予測されるゆえに適用除外（適用除外（7）（A））とされる情報が請求された場合に使用される。この記録除外の適用にあたっては3つの特定の要件がある。1つに、当該捜査が刑事法違反の嫌疑に関係していなければならない。2つに、捜査の対象者が、捜査が継続中であることにいまだに気づいていないと信じる理由が存在しなければならない。3つに、記録の存在を一記録の内容とは区別される一開示することが法執行手続を妨げると合理的に予測できることである。

これらの要件がすべて存在する場合に、行政機関は、これらの記録があたかも情報自由法の請求の対象ではないかのように捜査記録に対する情報自由法請求に答えることができる。言い換えれば、当該行政機関の回答は、同機関が捜査に関わっていることを明らかにする必要がないのである。

第2の記録除外は、情報提供者の氏名または個人の識別記号に基づき刑事法執行機関が保有する情報提供者の記録に適用される。行政機関は、情報提供者の地位が、公に確認されていないかぎり、これらの記録の存在を確証する必要はない。この除外は行政機関が秘密の情報提供者の身元を保護することに役立つ。情報提供者の身元を明らかにするであろう情報は、情報自由法のもとで常に適用除外とされてきた。

第3の記録除外は、スパイ活動、防諜活動、または国際テロリズムに関する連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation）の保有する記録にのみ適用される。この種の記録の存在が秘密指定されているとき、連邦捜査局はこれらの記録を情報自由法請求の対象外とすることができる。

この記録除外は、特定の対象に関するすべての秘密指定された記録に適用されるのではない。それは記録が秘密指定され、かつ、その記録の存在もまた秘密指定されたときにのみ適用される。記録除外が関係する以前に当該記録が秘密指定されなければならないのであって、行政機関は新たな実体上の不開示の権限を有するわけではない。

これらの記録除外を制定するにあたって、議会の提案者たちは彼らの意図を行政機関が情報自由法請求者にこれらの除外が行政機関の使用のために役立つということを知らせなければならないということであると表明した。当該記録が記録除外を理由に不当に不開示とされたと信じる請求者は司法審査を求めることができる。

H. 行政上の不服申立て手続

情報自由法請求を拒否する場合に、行政機関は請求者に拒否の理由および行政機関の長に不服を申立てる請求者の権利を教示しなければならない。請求者は文書の請求に対する拒否または手数料の免除の請求に対する拒否に対して不服申立てができる。請求者は賦課された手数料の種類または額について争うことができる。請求者は、請求された文書を適切に記述していないことを理由とする請求の拒否、または請求された記録が見当たらないという回答を含む不利な決定に対して不服を申立てができる。請求者はまた、行政機関が請求した文書に対して十分な探索をしなかったという理由でも不服申立てができる。

請求が部分的に認められたり部分的に拒否された者は、拒否された部分について不服申立することができる。もし行政機関が請求されたすべての文書ではなく部分的開示に同意した場合には、不服申立ての提起は開示可能な文書の開示には影響を与えない。不服申立てを提起するうえで請求者にはなんらのリスクはないのである。

行政機関の長に対する不服申立ては簡単な行政上の不服申立てである。弁護士は役に立つが、だれも不服申立て提起するのに弁護士を必要としない。手紙を書くことができる者はだれでも不服申立てを提起できる。行政機関の長に対する不服申立ては、不開示とされたいいくつかの記録の開示をもたらす。行政機関の最初の決定が正しいものであると確信できない請求者は不服申立てをすべきである。不服申立ての提起に費用はからない。

不服申立ては行政機関の長に手紙（不服申立て書）を送ることによって提起される。手紙は、不服申立てされている情報自由法請求を明らかにしなければならない。不服申立て書を入れた封筒には左下角に“情報自由法不服申立て”と記載されるべきである。

多くの行政機関は受領したすべての情報自由法請求に数字を割り当てる。その数字は請求者の氏名および住所とともに不服申立て書にも記すべきである。不服申立ての一部として行政機関の最初の決定書コピーを含めるのが一般的な実務である。しかしこれは、通常は要求されない。請求者が不服申立ての手紙の中に電話番号を含めることもまた役に立つ。

不服申立ては、通常は請求者の文書の開示を立証する請求者の主張を含むであろう。請求者は最初の決定を覆すための主張を立証する事実または主張を含めることができる。しかしながら、不服申立て書には必ずしもすべての主張を含める必要はない。行政機関の最初の決定が不服申立てされていることを述べるだけで十分である。付録1は不服申立て見本を収録している(Appendix 1・B)。

情報自由法は、情報自由法拒否の行政不服申立てを提起する期限を定めていない。しかしながら、即座に不服申立てを提起するのがよい。行政機関の規則のなかには行政上の不服申立てを申請する期限を定めているものもある。遅すぎるという理由で行政機関によって不服申立てが拒否された請求者は、最初の情報自由法請求を再度申請し、その過程を再び開始することができる。

行政機関は不服申立てに対して20日以内（土曜日、日曜日、および法定休日は除く）に決定することを要求される。行政機関はさらに10日、期限を延長することができる。期限が経過してしまった場合、請求者は不服申立てが拒否されたと考えることができ、裁判上の訴えの手続をすすめることができる。しかしながら、記録の緊急の必要性が存在しないかぎり、これは最善の方法ではないだろう。裁判所は単に行政機関が情報自由法の期限を守らなかったということに基づく訴えには同情的ではないからである。

I. 裁判所への訴訟の提起

行政上の不服申立てが拒否された場合には、請求者は裁判所に当該拒否に対する訴えを提起する権利を有する。情報自由法訴訟は請求者の居住する地方の合衆国地方裁判所に提起することができる。請求者はまた、記録の所在する地方の裁判所か、コロンビア特別区の合衆国裁判所に訴訟を提起することができる。請求者が訴訟を提起したときに、文書の不開示を正当化する立証責任は政府にある。これは請求者にとって、明らかな利点である。

請求者は、訴訟を起こすことで成功することがある。しかし、その結果は相当異なる。裁判所への訴訟の提起を受けて、行政機関は、裁判所で開示について争うよりも最初に不開示としたいいくつかの文書を開示することがある。これは常に起きるわけではない。裁判所への訴訟の提起がなんらかの追加の開示という結果を生ずる保証はない。

たいていの請求者は裁判所での訴訟を提起するために弁護士の援助を必要とする。訴訟を提起し、実質的に勝利した人は、合理的な弁護士費用と合理的にかかった訴訟費用の裁定を受けることができる。

自分自身の裁判を弁護士なしで処理しうる人もいる。このガイドは、訴訟ガイドではないので、裁判所への訴訟手続きの詳細は含まれていない。情報自由法訴訟の提起を考えている人は、まずは情報自由法の司法審査規定を読むことである。

VII. 1974年プライバシー法

A. 1974年プライバシー法の適用範囲

1974年プライバシー法は、連邦行政機関の記録の誤用によるプライバシーの侵害に対する保護措置を定めている。原則として、同法は、市民に連邦政府が記録をどのように収集、保存、使用、および普及しているのかを知ることを認めている。また同法は、個人に連邦行政機関の保有するほとんどの個人情報へのアクセスを認めている。また、正確性、完全性、最新性、または関連性を欠く情報の訂正を求めることが認めている。

プライバシー法は、連邦政府の執行部門の行政機関によって保有されている個人情報に適用される。執行部門には、執行府の部門、軍の部門、政府所有の公社、政府の支配する法人、独立規制機関、および執行部門のその他の組織が含まれる。情報自由法の対象である行政機関はまた、プライバシー法の対象でもある。プライバシー法は、州、地方公共団体、または民間会社もしくは団体が保有する記録には一般的には適用されない。

プライバシー法は、アメリカ合衆国市民および法により永久在住を許された外国人にのみ権利を認める。その結果、永住権のない外国人は同法の規定を利用することができない。ただ、永住権のない外国人は自分自身に関する記録を請求するために情報自由法を利用することができる。

原則として、プライバシー法の対象となる記録は、記録システムの中に保有されている記録である。“記録システム” (system of records) の概念は、プライバシー法特有のものであり説明を要する。

同法は、“記録” (records) を、行政機関によって保有されている個人に関するほとんどの個人情報を含むものと定義する。記録は（これらに限定されるわけではないが）教育歴、金融取引、病歴、犯歴、または職歴を含む個人を識別しうる情報を含んでいる。“記録システム”は記録の集合であって、そこから情報が実際に氏名、社会保障番号、またはその他の個人別に付された識別記号から検索されるものをいう。

個人情報のなかには記録システムの中に記録されていないものもある。この情報は、プライバシー法の規定の対象にはならないが、情報自由法に基づいてアクセスを請求することができる。政府保管文書のほとんどの個人情報は、プライバシー法の対象である。

プライバシー法はまた、連邦行政機関に対する一般的な記録管理義務を定めている。要約すると、個人にもっとも関連する5つの基本的な義務がある。

第1に、各行政機関は、個人に自分自身に関する記録を閲覧したり謄写したりすることを認める手続きを定めなければならない。個人はまた、正確性、関連性、最新性、または完全性を欠く各情報の訂正を求めることができる。この記録を閲覧したり、訂正したりする権利は、プライバシー法のもっとも重要な規定である。このガイドは、個人によるこれらの権利の行使方法を、より詳細に説明する。

第2に、各行政機関は、すべての記録システムを記述した告示を公表しなければならない。告示は個人データ記録保持の方針、業務、およびシステムの完全な記述を含んでいる。この義務は記録システムを秘密裏に保有するのを防止する。

第3に、各行政機関は、個人に関する記録の正確性、関連性、最新性、および完全性を維持する相当な努力をしなければならない。行政機関は、情報の保有が特に制定法もしくは個人によって認められるか、または正当な法執行活動に関連していないかぎり、個人が憲法修正第1条によって保障された権利をどのように行使するかに関する情報の保有を禁じられる。

第4に、同法は個人情報の使用と開示に関わる諸準則を定めている。同法は、ある目的のために集められた情報はその記録の主体への通知またはその者の同意がない限りその他の目的のために使われてはならないと明示する。同法はまた、各行政機関が個人情報の開示についての記録を保管することを求めている。

第5に、同法は、個人に同法で認められた権利の強行を求める法的救済方法を定めている。さらに、同法の規定に従わない連邦職員は刑事罰の対象となりうる。

B. コンピュータ・マッチングおよびプライバシー保護法

1988年コンピュータ・マッチングおよびプライバシー保護法は、コンピュータ・マッチングの利用を規制する新しい条項を付加することによってプライバシー法を修正した。マッチングプログラムの実施の際に用いられる記録は、一連の追加的な義務の対象となる。

コンピュータ・マッチングとは、連邦給付事業の受給資格を決定する目的の個人に関する情報のコンピュータによる照合のことである。マッチングプログラムは、もしプライバシー法の記録システムからの記録がそのプログラムの際に用いられるならば、コンピュータ・マッチング法の義務の対象となりうる。もし連邦プライバシー法の記録が州または地方の記録と照合されるならば、州または地方のマッチングプログラムは新しいマッチング義務の対象となりうる。

原則として、連邦記録に関するマッチングプログラムは、提供機関と受領機関との間のマッチング協定（matching agreement）の下で実施されなければならない。マッチング協定は、照合の目的と手続きを記述し、かつ照合記録の保護を定めている。この協定は、データ保護委員会（Privacy Integrity Board）による審査と承認を必要とする。マッチング行為を行う各連邦行政機関は、データ保護委員会を設置しなければならない。

記録へのアクセスまたは訂正を求める個人のために、コンピュータ・マッチングの立法は、特別なアクセス権を定めていない。照合される記録が連邦記録の場合は、プライバシー法のアクセスまたは訂正の規定が適用される。州および地方の行政機関の照合記録へのアクセスまたは訂正の一般的な権利はない。その場合は、州または地方の法令に基づく権利の利用が可能である。しかしながら、コンピュータ・マッチングプログラムの結果として何らかの不利益となる行為をとる前に、行政機関の認定を個人に通知する義務がある。個人はまた、そのような認定を争う機会を与えられなければならない。通知および不服申立ての規定は、照合が連邦政府、または州政府もしくは地方自治体のいずれによってなされたとしてもそれらの照合記録に適用される。法101-508の第7201条は、制定法上または規則上の通知期間の利用を認めるよう適正手続きの通知要件を修正した。

マッチングの規定はまた、コンピュータ・マッチングに関わる行政機関は、一連邦であれ連邦外であれ一、個人に対して不利益となる行為をとるために用いられる情報を独自に確証しなければならないことを要求している。この義務は、恣意的なまたは不当な給付拒否から個人を守るために挿入された。独自の確認は、情報の独自の調査および確認を含む。法101-508はまた、不必要的場合の独自の確認義務を修正した。

1988年コンピュータ・マッチングおよびプライバシー保護法のほとんどの規定は元来1989年7月に施行予定であった。法101-56は、ほとんどのマッチングプログラムの施行日を1990年1月1日まで遅らせた。

C. 記録の探索

個人に関する連邦政府記録の中央索引は存在しない。自分自身についての記録を探したい個人はまず、どの行政機関に記録があるかを確認しなければならない。たいていの場合、これは困難ではないだろう。たとえば、連邦政府に雇われている個人は、雇われ先の行政機関または人事管理局が人事ファイルを保有しているということを知っている。

同様に、退役軍人給付を受けている個人は、退役軍人省または国防総省で関連の記録を見つけることができるだろう。同じように、税の記録は内国歳入庁、社会保障の記録は社会保障庁、パスポートの記録は国務省に保有されている等々である。

必要とする記録をどの行政機関が持っているかが不確かである人々のために、いくつかの情報源がある。第1に、個人は記録を保有しているかもしれない行政機関に問い合わせることができる。その行政機関が記録を持っていない場合には、適切な行政機関を明らかしてくれるだろう。

第2に、合衆国政府マニュアル (United States Government Manual) のような政府住所録はすべての連邦行政機関の完全なリスト、行政機関の業務の説明、および行政機関やその出先機関の住所を収録している。あるプログラムの運用に責任を有する行政機関は普通そのプログラムに関係した記録を保有している。

第3に、連邦情報センター (Federal Information Center) は政府の行政機関、その業務、およびその記録を確認する手助けをすることができる。これらのセンターは、共通任務庁によって運営され、連邦政府に関する情報のクリアリングハウス（情報センター）の役割を果たしている。連邦情報センターは全国的に設置されている。

第4に、2年ごとに、連邦公報局は、全行政機関の記録システムの告示集を公表する。これらの告示は、各行政機関によって保有されている記録システムの完全な説明を含んでいる。この告示集は、連邦行政機関の個人情報実務に関する情報のもっとも完全な参考文献である。それらに載っている情報はまた、連邦公報の各号にも載っている。

告示集—正確には、プライバシー法要覧 (Privacy Act Issuances) と呼ばれるーは、見つけるのが難しく利用しづらいかもしれない。それは包括的な索引を含んでいない。告示集は、連邦保管図書館およびおそらくその他のいくつかの図書館とならんで連邦公報局によって管理されているウェブサイト (<http://nara.gov/nara/fedreg>) でも入手できるであろう。この告示集は連邦行政機関の保有する個人記録についての詳細な記録の最良かつ単一の情報源であるけれども、プライバシー法の請求前にその告示集を調べる必要はない。請求者は、求める情報を含む特定の記録システムを識別することを要求されない。記録をもっている行政機関を特定するだけで十分である。請求者によって提供された情報をを利用して、行政機関は請求を受けたファイルがどの記録システムにあるか決定するだろう。

プライバシー法に基づき記録を請求する人は、求めている記録の種類を特定することによって行政機関を助けることができる。大きな行政機関は何百もの異なる記録システムを保有している。請求者が、自分が行政機関に雇われていること、行政機関のプログラムの下での給付の受給者であること、または行政機関とその他の特定の関係を有していることなどを行政機関に知らせるならば、その請求はより早

く処理されうる。

D. プライバシー法に基づくアクセス請求

プライバシー法に基づく請求を最も迅速に行う方法は特定の記録システムを確認することである。請求はそのシステムの管理者に対して行うことができる。これをすることはほとんどない。その代わり、ほとんどの人は自分の請求をその記録を保持する行政機関の長あるいは行政機関のプライバシー法／情報自由法担当者に対して行う。その請求書を入れた封筒にはその左下角に“プライバシー法／情報自由法請求”と記載されるべきである。

プライバシー法に基づく記録請求のためには三つの基本的な要件が必要である。第1に、プライバシー法に基づきその請求がなされていることをその請求書は述べなければならない。第2に、その請求書には請求者の氏名、住所、および署名を含めなければならない。第3に、その請求は請求する記録を可能なかぎり特定的に記述しなければならない。付録1はプライバシー請求書の見本を収録している(Appendix 1 · C)。

自分自身についての記録を求める個人が1974年のプライバシー法と情報自由法の両方で請求をすることは一般的な実務である。どちらの法律を利用するかについてはこのガイドの前半部分での議論を参照のこと。

請求者は、特定の記録システムの確認、自分と行政機関との関係の記述、あるいは単に自分自身についての全ての記録の問い合わせにより、その記録を記述することができる。広く不特定な請求であればあるほど、行政機関の回答に時間がかかることになるであろう。

請求者が自分の知りたいと思う記録の種類を書くことは良い方法である。たとえば、軍隊での自分の兵役記録のコピーを求める個人は自分が軍隊にいたことを述べ、また、おおよその兵役期間を含ませるべきである。このことは、求められている情報を含んでいそうな記録システムの検索を国防総省がしほることの手助けとなる。連邦捜査局から記録を求める個人は連邦捜査局の中央事務所のファイルに加えて、特定の地方事務所の保有するファイルの検索を求めることができる。連邦捜査局は通常、特別な請求がないかぎり地方事務所の記録を検索することはない。

行政機関は一般に、請求者に記録が開示される前に本人であることの何らかの身元証明書の提示を要求する。各行政機関は異なった要件を定めることができる。ある行政機関は署名だけで良いとするし、他の行政機関は公証された署名または偽証罪の処罰を伴う請求者の宣言による身元証明書を要求するかもしれない。もし個人が記録を調べるために行政機関に赴くなら、標準的な身元証明書で良いであろう。もし求められているその記録が特に機微に触れるものであれば、さらに厳格な要件が適用されるであろう。

行政機関は請求者にいずれかの特別の身元確認要件を知らせるであろう。一刻も早く記録を必要とする請求者は、十分な身元確認をどのように行うのか調べるために、最初に行政機関規則にあたるか、あるいは行政機関のプライバシー法／情報自由法担当者に相談するべきである。

プライバシー法記録を調べるために行政機関を訪れる個人は、そのために、友人または近親者を伴うことができる。行政機関は、請求者が第三者を伴った場合には、請求者にその同行者の同席のもとで本人の記録につき議論することを承認する書面への署名を要求することができる。

詐欺をもってプライバシー法の下で故意に記録を請求したまは入手することは犯罪である。プライバシー法に基づくアクセス請求ができるのは記録の主体のみである。プライバシー法の下では、個人は他

人についての記録を請求することができない。例外は、未成年者または無能力者に代わって記録を請求することのできる親または法定の後見人のみである。

E. 手数料

プライバシー法の下では、手数料は記録のコピー代のみである。記録の探索費用、または適用される適用除外を決定するための記録の調査費用は請求されないのである。これは情報自由法との大きな違いである。情報自由法の下では、手数料は、多くの場合、探索費用および調査費用を賄うために請求されうる。両法における異なった手数料の仕組みは自分の記録を求める多くの請求者が両方の法を引用するひとつの理由である。このことが必要な手数料を最小限なものにする。

多くの行政機関は特にファイルが小さいときはプライバシー法ファイルをコピーするための手数料を請求しないであろう。もしコピー代の支払いに関して問題があるならば、請求者は請求書の中でその旨説明するべきである。行政機関はプライバシー法の下では手数料を免除することができる。

F. 行政機関の回答の要件

情報自由法とは違い、プライバシー法の下では、行政機関が記録へのアクセス請求に回答しなければならない期限は定められていない。10日以内にプライバシー法請求の受領を知らせ、かつ30日以内に請求された記録を開示することは行政機関にとってよい方法である。

多くの行政機関において、情報自由法およびプライバシー法の請求は、同一の職員によって処理される。その職員に他の請求の残務が存在している場合には、回答には多くの期間がかかるであろう。しかし実際問題として、行政機関の回答が遅れた場合、請求者ができることはほとんどない。請求者は、忍耐強くなければならない。

一般的に、行政機関は、受け取った順序で請求を処理していく。行政機関のなかには、急を要する請求の処理を迅速に行うところもあるだろう。記録を緊急に必要とする者は、請求の迅速処理について、プライバシー法／情報自由法担当者に相談べきであろう。

G. プライバシー法に基づくアクセス拒否の理由

プライバシー法の下では、個人についての記録はすべて公開されなければならないというわけではない。記録のなかには、国家の安全保障または法執行のような重要な政府の利益を保護するために不開示とされるものがある。

プライバシー法の適用除外は、情報自由法のそれとは異なる。情報自由法の下では、どのような記録でも請求が受領された時点で、その記録が適用除外情報を含んでいる場合には開示が拒否されうる。情報自由法の適用除外の決定は、もっぱら請求がなされてはじめて行われる。それと対照的に、プライバシー法の適用除外は、記録に適用されるのではなく記録システムに適用される。行政機関がプライバシー法の適用除外を適用するために、行政機関は、当該記録システムのなかに適用除外情報が含まれているということを明示する規則を、まず最初に公表しなければならない。

システムの告示または行政機関の規則を見ないと、特定のプライバシー法の記録が開示から適用を除外されるかどうかを見分けることは困難である。しかし、適用除外に当たる記録システムは、行政機関

によってすべて適用が除外されてきた、と考えるのが安全である。

ほとんどの記録システムは適用除外とされないので、除外はほとんどの請求には関係がない。行政機関もまた、そうする特別な理由がないかぎりプライバシー法の適用除外を、必ずしもあてにするわけではない。したがって、不開示とされうる記録のなかには、請求に基づいて開示されるものもある。

プライバシー法の適用除外は複雑であり、かつめったに利用されることがないので、ほとんどの請求者は、これらに関して心配する必要はない。ここでは、同法の詳細な記述に関心のある人々、および行政機関が記録を不開示とする人々の参考のために、適用除外が議論されている。プライバシー法の適用除外に関するより多くの情報を必要としている人々は、まずは同法の関連の条文を読むことである。プライバシー法の全文は、このガイドの付録のなかに再録されている。

プライバシー法の適用除外は、もうひとつの重要な点で情報自由法のそれとは異なる。情報自由法は公開法である。情報自由法の下での情報の除外とは、開示が除外されるということである。しかし、プライバシー法は、個人の記録に多くの個別の要件を課している。いくつかの記録システムは、開示要件から除外されているが、いずれのシステムも全てのプライバシー法要件から除外されるわけではない。

たとえば、システムの説明を公示するという要件から除外されている記録システムは存在しない。行政機関外への記録の開示に対する制限を除外されうる記録システムは存在しない。開示の説明理由の保管要件を除外されるシステムはない。修正第1条の権利の行使に関する不法な情報の保有に対する制限を除外される記録システムはない。すべてのシステムは、次の要件に従わなければならない。それは、行政機関以外に開示された記録が正確性、完全性、最新性および関連性を有することを保障するために、相当な努力が払われなければならないという要件である。各行政機関は、すべてのシステムに対して適切な運営上の管理、および安全保護措置を維持しなければならない。最後に、プライバシー法の刑事罰は依然として、各記録システムに完全に適用されうる。

1. 一般的適用除外

プライバシー法の下では、2つの一般的適用除外がある。第1の適用除外は、中央情報局の保有する全ての記録に適用される。第2の適用除外は、刑事法の執行を主要な業務とする行政機関または内部機関の保有する選別された記録に適用される。刑事法の執行機関の記録は当該記録が次の(A)(B)(C)からなる場合、プライバシー法の適用を除外されうる。(A)犯人を特定するために集積された情報で、個人を特定するためのデータならびに逮捕、容疑内容およびその処理、判決、収監、釈放ならびに仮釈放および保護観察に関する記述のみからなるもの。(B)犯罪の捜査上の記録で、特定可能な個人に結び付けられるもの。または(C)逮捕から監視状況の解除に至る諸段階において集積された報告書で、対象個人が特定可能なもの。

一般的適用除外の対象となる記録システムは、プライバシー法の要件の多くから除外されうる。同法の閲覧と訂正の規定からの除外が、もっとも重要なものである。個人は、プライバシー法の下で、一般的適用除外の対象となる記録の写しを請求し、または訂正を求める権利をもたない。

実際には、これらの適用除外は思われているほどには広範囲ではない。除外記録を有するほとんどの行政機関は、プライバシー法請求を受け入れ、処理するだろう。記録は、事件ごとに審査の対象とされる。行政機関はしばしば、保護を必要としない情報は開示する。行政機関はまた、訂正請求についても、同じような方針をとる傾向がある。

中央情報局や法執行機関からの記録の取得に关心のある個人は、閲覧の請求を諦めるべきではない。もし、プライバシー法の閲覧に関する適用除外が適用されるとしても、記録の一部はなお情報自由法の

下で開示可能かもしれない。これが、個人が情報を請求するときにプライバシー法と情報自由法の両方を利用すべきであるということの主要な理由である。

2. 特定適用除外

記録システムに適用されうるプライバシー法上の特定適用除外は7つである。これらの適用除外の対象となる記録は、一般的適用除外と同様に、同法の要件の多くから除外されない。しかしながら、特定適用除外の下で除外される記録は、プライバシー法の閲覧および訂正の規定から除外されることが多い。しかし、その閲覧および訂正の適用除外が適用可能な場合でも、必ずしも適用されるわけではないので、記録を求める人々は請求をあきらめるべきではない。また、情報自由法は、プライバシー法の下で除外された記録の閲覧を求めるために利用できる。

第1の特定適用除外は、国防または外交政策の利益のために適切に秘密指定された情報を含む記録システムに適用される。秘密指定された情報は、情報自由法の下での開示からも除外され、通常、いずれの法の下でも利用可能とはならないだろう。

第2の特定適用除外は、法執行に関する一般的適用除外の対象範囲外の資料で、法執行目的で収集された捜査資料を含む記録システムに適用される。この法執行の特定適用除外は、その記録が保有されている結果として、個人が連邦法により本来享受しましたはその資格を有する権利、特権、もしくは利益が拒否される場合は制限される。そのような場合に、情報の出所について秘匿されるとの明示の誓約のもとで政府に情報を提供した者の（秘密の）身元が明らかになる場合を除いて、開示しなければならない。その情報がプライバシー法の施行日（1975年9月27日）以前に（秘密の）情報提供者から収集された場合には、秘匿に関する默示の誓約でも情報の出所を不開示とするに十分である。

第3の特定適用除外は、シークレット・サービス（財務省検察部）の保護を受ける、大統領またはその他の個人の警護に関して保有されている記録システムに適用される。

第4の特定適用除外は、制定法によって専ら統計記録として保有され、かつ利用するよう要求されている記録システムに適用される。

第5の特定適用除外は、専ら連邦公務員職、軍務、連邦関連契約または秘密指定情報へのアクセスに対する適正、適格性または資格を決定するために収集されている調査資料に適用される。ただし、この適用除外は、情報の開示が秘匿の約束の下で情報を提供した秘密の情報提供者の身元を明らかにする場合に限り適用される。

第6の特定適用除外は、専ら連邦公務員としての任用または昇進に関する資格の有無を決定するために利用される試験または検査の資料であって、かつ開示が試験または検査手続きの客觀性もしくは公平性を損なう場合にのみ記録システムに適用される。実際上、この適用除外は、採用試験で利用される問題を不開示にすることを認める。

第7の特定適用除外は、軍隊における昇進の可否を決定するために利用される評価資料に適用される。その資料は、開示が秘匿の約束の下で情報を提供した秘密の情報提供者の身元を明らかにする場合に限り除外される。

3. 医療記録

連邦の行政機関によって保有される医療記録は、一たとえば、退役軍人局病院の記録—プライバシー法のアクセス規定から正式には除外されていない。しかしながら、プライバシー法は、少なくとも部分的に、適用除外のような働きをする医療記録について特別な手続きを認めている。

もし行政機関が必要だと思えば、行政機関は、心理的記録を含めて医療記録への個人の直接的なアクセスを拒否することができる。通常は、行政機関は個人によって請求された医療記録を審査する。もし、行政機関が直接の開示が不適切と判断した場合には、その個人によって選ばれた医師または場合によつては、その個人により選任されたその他の者への開示を調整することができる。

4. 訴訟記録

プライバシー法のアクセス規定は民事訴訟記録へのアクセスの一般的な制限を含む。同法は、行政機関に民事訴訟手続きの合理的予測に基づいて収集した情報を個人に対して開示することを要求していない。この制限は適用除外と同じような働きをする。ただし、この制限は、それが用いられる以前に適用除外規則により記録システムに適用されるという要件は存在しない。

H. アクセス拒否に対する行政不服申立て手続

情報自由法とは違い、プライバシー法はアクセス拒否に対する行政不服申立てを定めていない。しかしながら、多くの行政機関は、プライバシー法請求者が裁判所ではなくアクセス拒否に対する不服申立てをすることを認める手続きを設けてきた。行政不服申立ては、たとえ規定上要求されていなくとも、プライバシー法の下でしばしば許容される。なぜならば多くの個人は、請求に当たって情報自由法とプライバシー法の両方を引用するからである。情報自由法ははっきりと行政不服申立てについて規定しており、各行政機関は情報自由法に基づく行政不服申立てを検討することを求められる。

プライバシー法に基づくアクセス請求が拒否された場合、各行政機関は通常、利用できるすべての不服申立権を請求者に知らせる。もし拒否通知書の中に不服申立権の情報が含まれていなければ、請求者はプライバシー法／情報自由法担当者に尋ねるべきである。行政機関が特別の手続きを定めていないかぎり、行政機関の長に直接に提起された不服申立ては行政機関によって検討されることになる。

プライバシー法に基づくアクセス請求が拒否された場合には、その行政機関は拒否の理由を説明する。その説明は記録システムの名称を示さなければならないし、かつどの適用除外がそのシステムへ適用されうるのかを説明しなければならない。不服申立ては、その記録が除外されていないこと、その記録システムが適切に除外されていないこと、または、その記録が除外されるが、当該記録が開示されたとしても、重要な利益に何らの害をもたらさないということを根拠にすることができる。

プライバシー法不服申立書は三つの基本的な要件を必要とする。第1に、不服申立て書は不服申立てが1974年プライバシー法に基づいてなされているということを述べなければならない。もし、アクセス請求に当たって情報自由法が引用されたのであれば、その不服申立て書は、同様に不服申立てが情報自由法に基づいてなされているということを述べなければならない。情報自由法が請求者に法定の不服申立て権を付与しているので、これは重要である。

第2に、プライバシー法不服申立て書は不服申立てがなされている当該拒否、および不開示とされた記録を明示しなければならない。その不服申立て書は同じくアクセス拒否が不当または不要であった理由を説明しなければならない。

第3に、その不服申立ては請求者の氏名および住所を含んでいるべきである。請求者が不服申立てをする際に電話番号を含めることもまた良い方法である。

付録1は不服申立て書見本を収録している（Appendix 1・D）。

I. プライバシー法に基づく記録の訂正

プライバシー法は、記録を閲覧する権限のほかに重要な権利を付与している。同法は、正確性、関連性、最新性、または完全性を有しない記録の訂正請求を各個人に認めている。この救済措置は、誤りを訂正すること、および誤った情報が行政機関により広められたり、またはその個人に不公平に利用されたりすることを防ぐことを各個人に認めている。

訂正を求める権利は、プライバシー法の対象となる記録にのみ適用される。個人はまた、各自に関する記録に含まれている誤りのみを訂正することができる。情報自由法の下で開示された記録は、その記録がプライバシー法の対象とならない限り、プライバシー法によって訂正することはできない。無関係の事実についての記録または他人についての記録は、その記録の訂正を求めている個人の名でプライバシー法ファイルに保有されているものでない限りは、訂正することができない。

記録の訂正請求は文書でなされるべきである。行政機関の規則は、手続きを詳しく説明しているが、その方法は複雑ではない。記録の訂正を請求する文書は通常、行政機関のプライバシー法／情報自由法担当者に、または誤った情報を含む記録システムの管理責任を負う行政機関担当者に宛てて出すべきであろう。請求を入れた封筒には、の左下角に“プライバシー法訂正請求”と記載すべきである。

プライバシー法の記録訂正請求には、5つの基本的要件がある。

第1に、その請求書は、1974年プライバシー法に基づく記録の訂正請求であることを述べなければならない。

第2に、その請求は訂正を求める記録中の特定の記録および特定の情報を明示しなければならない。訂正を求める記録の写しが請求の中に含められなければならない。

第3に、請求書は、その情報が正確性、関連性、最新性、または完全性を有しないことの理由を述べなければならないならず、それを裏付ける証拠を請求に添えることができる。

第4に、請求書は、もしあれば、誤った情報にかえて、新しい情報または付加的な情報を述べなければならない。新しい情報または付加的情報の有効性の証拠が含められるべきである。

ファイルの中の情報に誤りがあり、かつ補充または訂正するよりもむしろ削除する必要がある場合には、この請求でそのことを明らかにすべきである。

第5に、請求書は、請求者の氏名および住所を加えるべきである。電話番号を含めるのは請求者にとっては良い考え方である。付録1は、プライバシー法記録の訂正請求書見本を収録している(Appendix 1 · E)。

J. 行政機関の回答に対する不服申立てとその要件

プライバシー法に基づく訂正請求を受けた行政機関は、請求を受領したことを10日以内（土曜日、日曜日および法定の休日を除く）に知らせなければならない。行政機関は請求を迅速に決定しなければならない。行政機関は、請求された訂正をすることができる。その場合には、行政機関は、以前に当該記録の開示を受けた全ての人または行政機関に対して当該訂正を通知しなければならない。

もし行政機関が請求された変更を拒否する場合には、行政機関は請求者に以下の事項を通知しなければならない。すなわち、(1) 行政機関の記録訂正の拒否、(2) 訂正請求拒否の理由、および(3) 拒否の審査請求の手続きである。行政機関は審査に責任のある職員の氏名と連絡先を知らせなければならない。

行政機関は、正当な理由で行政機関によって期限が延長されないかぎり、訂正請求の拒否の不服申立てを30日以内（土曜日、日曜日および法定の休日を除く）に判断しなければならない。もし不服申立てが認められれば、記録は訂正されることとなる。

もし不服申立てが拒否された場合には、行政機関は請求者に司法審査の権利を知らせなければならぬ。加えて、不服申立てが拒否された請求者はまた、訂正請求の対象である情報についてその拒否処分に不服である旨の簡潔な陳述書を行政機関のファイルに添付する権利を有する。

不服の陳述書が提出された後に、行政機関が争いとなった情報を開示するに当たっては、行政機関は当該情報を明記し不服の陳述書の写しを提供しなければならない。行政機関はまた、請求された訂正を行わなかった行政機関の理由の簡潔な説明を含ませることができる。行政機関はまた、以前に当該記録の開示を受けた全ての人または行政機関に対して、不服の陳述書の写しを送付しなければならない。

K. 裁判所への訴えの提起

プライバシー法は、行政機関が記録へのアクセスを拒否した場合または記録の訂正を拒否した場合の民事上の救済措置を定めている。もし行政機関が、いずれかの行政機関の決定における公正さを保証するために必要な正確性、関連性、最新性、および完全性をもって当該記録を保持することを怠り、かつ行政機関が個人の利益に反する決定を下す場合には、個人は、行政機関を相手取り訴訟を起こすことができる。個人はまた、行政機関が個人の利益に反することになる方法でプライバシー法のいずれかの規定に従うことを怠る場合には、行政機関を相手取り訴訟を提起することができる。

プライバシー法は、連邦行政機関の保有する個人記録について、広範囲の権利を保護している。最も重要なものは、記録を閲覧する権利と記録の訂正を求める権利である。このガイドブックでは他の権利にも同じく言及されており、その他のものは、同法の原文で見ることができる。これらの権利のほとんどは、訴訟の対象となりうる。

個人は個人の居住地、記録の所在地、またはワシントン特別区の連邦地方裁判所に行政機関を相手取り訴訟を提起することができる。訴訟は訴訟原因が発生した日から2年以内に提起されなければならない。

ほとんどの個人は訴訟を提起するのに弁護士の援助を必要とする。訴訟を提起し実質的に勝利した個人は、合理的な弁護士費用と合理的に発生した訴訟費用の裁定を受けることができる。請求者の中には、弁護士なしで自分たちの事件を処理できる人たちもいる。このガイドブックは訴訟ガイドではないので訴訟手続きの詳細は含まれていない。プライバシー法訴訟の提起を検討している人は、まずはプライバシー法の民事上の救済措置に関する条文を調べることである。

APPENDIX 1- SAMPLE REQUEST AND APPEAL LETTERS

A. FREEDOM OF INFORMATION ACT REQUEST LETTER

Agency Head [or Freedom of Information Act Officer]

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Freedom of Information Act Request

Dear :

This is a request under the Freedom of Information Act.

I request that a copy of the following documents [or documents containing the following information] be provided to me: [identify the documents or information as specifically as possible].

In order to help to determine my status for purposes of determining the applicability of any fees, you should know that I am (insert a suitable description of the requester and the purpose of the request).

[Sample requester descriptions:

a representative of the news media affiliated with the XXXX newspaper (magazine, television station, etc.), and this request is made as part of news gathering and not for a commercial use.

affiliated with an educational or noncommercial scientific institution, and this request is made for a scholarly or scientific purpose and not for a commercial use.

an individual seeking information for personal use and not for a commercial use.

affiliated with a private corporation and am seeking information for use in the company's business.]

[Optional] I am willing to pay fees for this request up to a maximum of \$ XX. If you estimate that the fees will exceed this limit, please inform me first.

[Optional] I request a waiver of all fees for this request. Disclosure of the requested information to me is in the public interest because it is likely to contribute significantly to public understanding of the operations or activities of the government and is not primarily in my commercial interest. [Include specific details, including how the requested information will be disseminated by the requester for public benefit.]

[Optional] I request that the information I seek be provided in electronic format, and I would like to receive it on a personal computer disk [or a CD-ROM].

[Optional] I ask that my request receive expedited processing because XXXX. [Include specific details concerning your 'compelling need,' such as being someone 'primarily engaged in disseminating information' and specifics concerning your 'urgency to inform the public concerning actual or alleged Federal Government activity.']}

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my request.

Thank you for your consideration of this request.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]

B. FREEDOM OF INFORMATION ACT APPEAL LETTER

Agency Head or Appeal Officer

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Freedom of Information Act Appeal

Dear :

This is an appeal under the Freedom of Information Act.

On (date), I requested documents under the Freedom of Information Act. My request was assigned the following identification number: XXXX. On (date), I received a response to my request in a letter signed by (name of official). I appeal the denial of my request.

[Optional] I enclose a copy of that response letter.

[Optional] The documents that were withheld must be disclosed under the FOIA because (provide details you would want an agency head or appeal officer to consider when deciding your appeal.)

[Optional] I appeal the decision to deny my request for a waiver of fees. I believe that I am entitled to a waiver of fees. Disclosure of the documents I requested is in the public interest because it is likely to contribute significantly to public understanding of the operations or activities of the government and is not primarily in my commercial interest. (Provide details)

[Optional] I appeal the decision to require me to pay review costs for this request. I am not seeking the documents for a commercial use. (Provide details)

[Optional] I appeal the decision to require me to pay search and/or review charges for this request. I am a representative of the news media seeking information as part of news gathering and not for commercial use.

[Optional] I appeal the decision to require me to pay search and/or review charges for this request. I am a representative of an educational institution seeking information for a scholarly purpose.

[Optional] I appeal the decision to require me to accept the information I seek in a paper or hard-copy format. I requested this information, which the agency maintains in an electronic form, in an electronic format, specifically on a personal computer disk [or a CD-ROM].

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my appeal.

Thank you for your consideration of this appeal.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]

C. PRIVACY ACT REQUEST FOR ACCESS LETTER

Privacy Act or Freedom of Information Officer

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Privacy Act and Freedom of Information Act Request for Access

Dear :

This is a request under the Privacy Act of 1974 and the Freedom of Information Act.

I request a copy of any records [or specifically named records] about me maintained at your agency.

[Optional] To help you to locate my records, I have had the following contacts with your agency:

[mention job applications, periods of employment, loans or agency programs applied for, etc.]

[Optional] I am willing to pay fees for this request up to a maximum of \$ XX. If you estimate that the fees will exceed this limit please inform me first.

[Optional] Enclosed is [a notarized signature or other identifying document] that will verify my identity.

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my request.

Thank you for your consideration of this request.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]

D. PRIVACY ACT DENIAL OF ACCESS APPEAL

Agency Head or Appeal Officer

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Appeal of Denial of Privacy Act and Freedom of Information Act Access Request

Dear :

This is an appeal under the Privacy Act and the Freedom of Information Act of the denial of my request for access to records.

On (date), I requested access to records under the Privacy Act of 1974. My request was assigned the following identification number: XXXX. On (date), I received a response to my request in a letter signed by (name of official). I appeal the denial of my request.

[Optional] I enclose a copy of the response letter.

[Optional] The records that were withheld should be disclosed to me because (provide details you would want an agency head or appeal officer to consider when deciding your appeal.)

[Optional] Please consider that this appeal is also made under the Freedom of Information Act. Please provide any additional information that may be available under the FOIA.

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my appeal.

Thank you for your consideration of this appeal.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]

E. PRIVACY ACT REQUEST TO AMEND RECORDS

Privacy Act and Freedom of Information Act Officer

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Privacy Act Request to Amend Records

Dear :

This is a request under the Privacy Act to amend records about myself maintained by your agency. I believe that the following is not correct: [Describe the incorrect information as specifically as possible].

The information is not (accurate) (relevant) (timely) (complete) because (provide details you would want an agency official to consider when reviewing your request.)

[Optional] Enclosed are copies of documents that show that the information is incorrect.

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my request.

I request that the information be [deleted] [changed to read:].

Thank you for your consideration of this request.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]

F. PRIVACY ACT APPEAL OF REFUSAL TO AMEND RECORDS

Agency Head or Appeal Officer

Name of Agency

Address of Agency

City, State, Zip Code

Re: Privacy Act Appeal of Refusal to Amend Records

Dear :

This is an appeal under the Privacy Act of the refusal of your agency to amend records as I requested.

On (date), I requested that records about me be amended. My request was assigned the following identification number XXXX. On (date), I was informed by (name of official) that my request was rejected. I appeal the rejection of my request.

The rejection of my request for amendment was wrong because (provide details you would want an agency head or appeal officer to consider when deciding your appeal.)

[Optional] I enclose additional evidence that shows that the records are incorrect and that the amendment I requested is appropriate.

[Optional] I also include a telephone number at which I can be contacted during the hours of XXXX, if necessary, to discuss any aspect of my appeal.

Thank you for your consideration of this appeal.

Sincerely,

Name

Address

City, State, Zip Code

Telephone number [Optional]